

(別紙2)

基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類について

放課後児童支援員認定資格研修受講申込書には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項各号のいずれかに該当することを証明する書類の添付が必要になります。

基準に該当することの証明に必要な書類は、以下のとおりです。

該当基準	概要	証明書類
1号	保育士	・資格証
2号	社会福祉士	・資格証
3号	高卒等の者であって、2年以上(且つ2,000時間以上)児童福祉事業に従事する者	・卒業証明書 ・勤務証明書 (別添様式3-1)
4号	教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者	・資格証
5号	大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者	・卒業証明書 ・科目履修証明書
6号	大学にて社会福祉学等の課程を優秀な成績で単位を取得し、大学院への入学が認められた者	・成績証明書
7号	大学院にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者	・卒業証明書
8号	外国の大学にて社会福祉学の課程を修めて卒業した者	・卒業証明書
9号	高卒者の者であって、2年以上放課後児童クラブに類似する事業に従事した者で、市町が適当と認めた者	・卒業証明書 ・勤務証明書 (別添様式3-1)
10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	・勤務証明書 (別添様式3-2)

※いずれの書類も写しで可。

※証明書類と、受講申込書で姓が異なる場合は、姓の変更が確認できる書類(戸籍抄本の写し)も併せて添付のこと。